

Topic 61

米国サウス カロライナ州の VCP

- 1) こんなところ
- 2) サウスカロライナ州のブラウンフィールドいろいろ

お疲れ様です。環境メルマの佐藤です。

今週は米国サウスカロライナ州のブラウンフィールドの様子をみてみます。

1) こんなところ

(州の公園・レクリエーション・観光局オフィシャルサイトから州の様子が伺える写真をみることができます。ご興味のある方はこちらのサイトアドレスからどうぞ～。

<http://www.discoversouthcarolina.com/photo-gallery/>。

サウスカロライナ州は大西洋に面した米国南東部に位置している州です。広さはちょうど北海道ぐらい。米国に加入したのは1788年5月23日(8番目)、州の総人口は約430万人(2005年)、人口密度は50人強/k²。州都および州最大都市はコロンビア市です。同市は州のちょうど真ん中あたりに位置していて、政治・金融・学術の中心を担っており、その周りに複数の主要都市が散在しているといった多極型構造をしている点が特徴です。

同州では、南北戦争前から奴隷制に支えられた綿花等のプランテーション産業が発達してきました。紡績業も展開したようです。実際に産業構造が多角化したのは第二次世界大戦後に州が積極的に経済開発施策を始めてからということで、米国北部や西部と比較すると、より時間をかけて近代化していった(せざるを得なかった)地域なのですね。

この比較的ゆるやかな近代化への足取りは、地域性や自然を温存するのに役立ったという見方もできるのではないのでしょうか。保守的だと簡単に言い切ってしまうのはもったいないくらいに魅力的な場所があります。ちなみにカントリーミュージックのBill Anderson、Pink Floydの名前の由来ともいわれるブルースのPink Anderson、ソウル界の王者JB!ことJames Brownはサウスカロライナの出身者です!

さて、サウスカロライナ州の商務省出先機関である「サウスカロライナ州日本事務所」のホームページによると、同州にとって日本はドイツに次ぐ2大海外投資国だそうです。日本企業進出の開始は1940年代に始まり、同州の雇用創出に貢献しているそうです。そんな中、サウスカロライナ州からこんなお願い文章がありました。

「サウスカロライナ州への製造工場立地に当たっては、全米有数の恵まれた自然環境を守るために、どうしても配慮していただきたい事項があります。その一つが大気汚染の防止です。同州は米国の中でも大気がきれいなことで知られており・・・工場の製造工程で発生する廃棄物や排水などについて、監視と監督を行うだけでなく、廃棄コストの低減が可能であるよう、製造工程のチェックも行っています。これは地域住民にも高く評価されています。」ということです。このような未然防止を積極的に実践しているのですね。ご興味のある方はこちらのサイトへ。

(<http://www.sctokyo.org/02/index.html#1>)

2) サウスカロライナ州のブラウンフィールドいろいろ

さて本題のブラウンフィールドです。

同州の自主浄化プログラム(VCP)は、厚生局が運営する有害物質浄化プログラムにぶらさがるかたちで1988年から細々と運営されはじめたようです。その7年後の1995年にはVCPは浄化のみならずブラウンフィールド再開発を支援するまでに拡大強化されております。2002年には州の税法に修正条項が加わり、ブラウンフィールド再開発に対して税控除をつけることが可能となりました。また米国環境保護庁からの助成金を利用して立ち上げられたファンドが運用されています。

浄化方法は基本的にリスクベースのものが採用され、残った土壌・地下水汚染はInstitutional Controls(ICs)のもとで長期的に管理されています。同州の厚生局はICのデータベースを構築し、市民への情報開示に努めています(以下のウェブサイト参照:
http://www.scdhec.net/lwm/html/public_record.asp)。州はICsがかけているサイトを5年に1度の頻度で監査(review)。サイトの汚染状況や周辺環境によってはより高頻度で監査が入ることもあるようです。

お伝えしたいことがもう1つ。同州の厚生局は1995年に「ドライクリーニング修繕トラストファンド」を立ちあげました。同年、厚生局が運営する小規模企業支援プログラム(SBAP: Small Business Assistant Program)を通して「サウスカロライナのドライクリーニング事業者のための環境指導書」を作成しています。その中で次のような文章があります。

Q. なぜ、このような指導書を読まなければならないのか?

→「サウスカロライナでは、小規模企業によって多大なる環境汚染が引き起こされています(・・・途中省略・・・)この指導書を読むことで、環境法に関する情報に加え、どのようにして汚染を減らし、そして未然防止に取り組むかについてよいヒントを得ることができます。」

このように明言してしまうあたりは文化の違いでしょうか。そしてこんな文章もあります。

「あなたがこのプログラム(SBAP)へ宛てた報告内容や質問事項は、州の厚生局の規制プログラム等へ情報開示されることはありません。」

同州のドライクリーニング屋さんも自社の環境情報を開示することに後ろ向きだったのではないか、だからこのようなプログラムからの保護を約束する必要性が生じたのではないか、ということが察せられます。

「こんなところ」でご紹介したとおり、同州は特に大気汚染に対して厳しい目をもっており、小規模企業への指導を地道に続けた模様です。

来週は、アラバマ州、ミシシッピ州、テネシー州そしてジョージア州を駆け巡ります。

Thanks God It's Friday!

Thanks God It's Brownfield!!

環境メルマ 佐藤 (t.sato@ers-co.jp)

坂野のつけたし (banno@ers-co.jp)

Nickname - 「The Palmetto State (パルメットは椰子の一種。州の木になっています。この州の気候は西日本に似ているとか)」「The Rice State (18世紀ごろ英国に輸出するための米を生産。いまはほとんどやっていないようです)」

事例紹介 -Rock Hill (ロックヒル) : 1983年から1993年までのあいだ、ロックヒル市は、交通至便なインターステートハイウェイの近くの土地を、ヨークカウンティ(郡)に貸し、郡はそこをごみの収集センターとして利用していました。ところが、郡は1993年にその場所を放棄。やはり汚染の懸念があったのでしょう、なかなかこの場所に手を出す事業者は出てきませんでした。時は流れて1999年、ロックヒル市は、映画館をそこに建てようという会社とチームを組み、州と自主的浄化の契約を結んで、開発に乗り出しました。このとき、汚染責任者となる市は不訴訟誓約書を受け、また、汚染に関係のない開発事業者はスーパーファンド法の責任から保護されるよう手続きがとられました。(ごみセンターを運営していた郡の責任はどこへ行ってしまったのか、調べる限りでは見当たりませんでした。地主の市が汚染責任者になるというのは腑に落ちないような気がします。市や郡の経営や相互の力関係も、調べてみる価値はありそうですね。)

さて、映画館は繁盛し、地域経済に大きな貢献をもたらしたようです。ある年には、80百万ドル(現在のレートで約100億円)の不動産が売却され、そこから4百万ドル(約5億円)の税収が上がり、道路などのインフラが整備されました。また、映画館のそばには、6つのレストラン、スーパーマーケット、ホテル、ガソリンスタンド、病院ができ、800人近い雇用が生まれたそうです。(http://www.scdhec.gov/lwm/html/vcp_success.html 参照)

